文教福祉常任委員会日程

令和2年12月15日 午前10時 本会議場

- 1. 委員長あいさつ
- 2. 会議録署名委員の指名
- 3. 議 題
 - (1) 議案第 4 号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 議案第12号 八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 の制定について
 - (3)議案第 5 号 令和2年度八街市一般会計補正予算中、 第1表歳入歳出予算補正の内 歳出2款総務費の内3項、3款民生費、 4款衛生費の内1項1目及び3目、9款教育費 第2表繰越明許費補正1追加 第3表債務負担行為補正1追加の内

(29) から(34) 及び(62) から(79)

- (4) 議案第 6 号 令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- (5) 議案第 7 号 令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- (6) 議案第 8 号 令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算について

〇加藤委員長

定足数に達していますので、ただいまから文教福祉常任委員会を開会します。

本日の日程は配付のとおりです。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に京増藤江委員、山口孝弘委員を指名します。 これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり6件です。

議案第4号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

〇石井国保年金課長

それでは、議案第4号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、 ご説明をいたします。

付議案7ページ、議案説明資料は6ページをご覧ください。

この条例改正は、国民健康保険税条例において引用する地方税法等の一部改正に伴い国民健康保険被保険者の税負担公平性の維持を図るため、改正を行うものでございます。

主な改正点について説明をさせていただきます。

1つ目は課税限度額を評価する納税義務者に対する医療保険分及び介護納付金分の課税限度額の引上げを行うもので、医療保険分は現行の61万円から63万円に、介護納付金分は現行の16万円から17万円に改正するものでございます。

2つ目は平成30年度税制改正に伴い給与所得控除及び公的年金等控除の10万円引下げ、 基礎控除の10万円引上げが行われたことにより、当該所得情報を用いて算定する国保税に 不利益が及ばないよう改正を行うものでございます。

具体的に申し上げますと、国保税の軽減判定に用いられている33万円を43万円に引上げを行います。この改正により、単身世帯の場合、給与所得控除、公的年金等控除の引上げ分、総所得金額等が増加いたしますが、軽減判定基準額の引上げにより軽減対象の範囲に影響が生じないこととなります。また、給与所得控除、公的年金等控除が適用される複数の被保険者が属している世帯の場合は、軽減判定基準額を33万円から43万円に引き上げるだけでは軽減対象から外れたり、軽減が縮小する世帯が生じてしまう可能性があることから、給与所得控除、公的年金等控除の引上げによる所得の増加が2人の場合は20万円、3人の場合は30万円などとするよう改正し、見直し前と同様の水準で軽減判定が行われるよう対策を講じます。

なお、附則において、この条例は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税において適 用し、令和2年度以前の国民健康保険税については従前の例によるとしております。

以上で議案第4号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説

明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございませんか。

〇小髙委員

すみません、お伺いいたします。

今回の改正は、県内同率同一なんですか。

〇石井国保年金課長

地方税法の改正に伴うものでありますので、県内同一の改正が行われるものと思われます。

〇加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

〇山口委員

1点だけお伺いしますが、1年先送りされていると思うんですけども、これは近隣市町村との、兼ね合いを鑑みて行ったという形で考えてよろしいのか、お伺いします。

〇石井国保年金課長

限度額の引上げ等につきましては、市町村の判断で行えるような形になっております。こちらの課税限度額の引上げにつきまして、千葉県内54団体ございますが、42団体につきましては、既に令和2年度から引上げの方を行っております。残りの12団体、八街市も含めてなんですが、こちらにつきましては来年度以降の引上げを予定しているような状況になっています。

〇加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

〇京増委員

それでは、質問いたします。

課税限度額を平成30年から毎年引き上げてきておりますが、対象者の所得は増えているのかどうか、その点をお伺いいたします。

〇加藤委員長

この議案について質問していただけませんか。

〇京増委員

負担を増やすわけですから、負担が増える方たちの所得が増えているのかどうか、これは私 は大事なことだと思うんですけれど、お伺いします。

〇石井国保年金課長

世帯の一人当たりの所得の推移につきましては、申し訳ありませんが、今、資料の方を持ち合わせておりませんので、お答えすることはできません。申し訳ありません。

〇京増委員

負担を増やすということは、生活実態を考えてから決めるべきだと思うので、お聞きしました。

引上げ総額は医療分が273万円、そして介護分29万円で合計302万円ということであります。中間層の保険料を軽減するといっても、1世帯当たり僅か250円の軽減ということなんですが、この課税限度額の引上げが国保運営の改善につながるのかということは大変疑問です。

今までは課税限度額を引き上げながら、また一般の方々の国保税も引き上げてきましたが、 今後の見通しはどうなんでしょうか。

〇石井国保年金課長

ここ数年、毎年度、限度額の引上げが行われているところなんですが、昨今、国の方から来年度につきましては、課税限度額及び軽減判定所得共に引上げの方は見送るということの見解が示されておりますので、来年度における引上げはないものかと考えております。

〇京増委員

来年度は引き上げないけれど、今後はまだ分からないということですね。

それで、低所得世帯に対する軽減世帯の割合は平成25年度41.9パーセントから54.3パーセントに拡大したということですけれど、拡大された世帯では恐らく収納率もよくなっているとは思うんですが、所得ゼロ円から100万円未満の世帯の割合は約4割です。所得がゼロ円とか、そういう方たちの軽減を増やしていかないと、収納率はよくならないと思うんですが、今後、収納率をよくするためにも軽減割合をさらに増やしていくということはできるんでしょうか、この引上げによって。

〇石井国保年金課長

今回の限度額の引上げにつきましては、本来ですと、令和元年度、今年度の保険税から引上 げを行うべきものでありまして、併せて今回の軽減判定所得の拡大についても法改正があっ たところなんですが、そちらの軽減判定につきましては、市民の皆様に有利に働くものです ので、前もって今年度から先行して軽減判定の方は行っています。

限度額につきましては、1年遅れて来年度から行うものでありまして、こちらにつきまして軽減が拡大されたことによりまして収納率も改善しておりますし、本年度におきましても11月末現在における収納率につきまして、前年同期より若干ですが、上がっておりますので、被保険世帯に大きな影響が合ったものと考えております。

〇京増委員

収納率が上がっているということなんですけれど、この収納率は消費税増税だとか、去年の 台風の被害もありますし、今後、どうなるのかなと、私は思っております。

そして収納率の改善というのは、所得が上がったからというよりも、預貯金だとか、給与などの差押えが行われている、これが大きく作用していると思います。この徴収強化だけではなくて、国の負担を増やしていただくというふうにしないと、もう預貯金なども差し押えるべきものがないということになりかねませんので、ぜひ、その点は払える国保にするように国の負担を増やしていただくよう強く要望していただきたいと思います。

次に、国保税の減額に係る所得基準について、基礎控除の基準額を33万円から44万円

の引上げについてお伺いします。

基準額10万円の引上げによって、私は2割5割の軽減が拡充されるのかなと思っていた んですが、先ほどの説明では今回これは拡充にならないような説明であったかと思うんです が、すみません、もう一回お願いいたします。

〇石井国保年金課長

給与所得者及び年金所得者につきましては、控除額が10万円引き下がる関係で、軽減が10万円上がりますけど、相殺されるような形になりまして、全く同じような形になります。しかしながら、営業所得、農業所得等、事業所得だけの方につきましては、基礎控除額10万円増によりまして課税所得が10万円減少することになりますので、所得割が減少するような形になります。また、事業所得の方につきましては、軽減判定所得が10万円増加するために軽減対象者についても拡大するような形になりますので、事業所得者、年金所得がない事業所得の方につきましては、軽減拡大、所得割の減額につながっていくような形になります。

〇京増委員

減額になる世帯はどのぐらいあるんですか。

〇石井国保年金課長

こちらなんですが、兼業世帯等につきまして把握は、今、システム上できないので、農業所得者、こちらにつきましては、現在、693人、営業所得者につきましては1千757人おりますので、こちらの方が兼業で給与所得とか年金所得があれば別なんですが、なければ、こちらの693人プラス1千757人、こちらについて対象になります。

〇京増委員

今のご説明では、まだはっきりと分からないと、確かな軽減というのは分からないというような形、そういう理解でよろしいですか。

〇石井国保年金課長

軽減されることは間違いないんですが、数の把握につきまして、兼業農家、兼業営業者等の 所得の分析ができないもので、具体的な現在の数字についてはご説明できないような状況で ございます。

〇京増委員

基準額が10万円上がるということで、軽減世帯が拡充されるようにということで、しかも、より多く拡充されるようにということを、要望してもどうにもなりませんが、期待したいと思います。

それで、今回の引上げによって所得ゼロ円の世帯、こういう世帯には何ら影響はないように 思われますが、いかがでしょうか。

〇石井国保年金課長

全く影響の方はございません。

〇京増委員

本当に所得ゼロ円の世帯の滞納率というのは高いわけですから、恒常的低所得者に対する減免、これを強めていただきたいと思います。

それから、今まで軽減の拡充はされてきたんですけれど、やはり、滞納世帯はたくさんあると。特に所得が低い世帯の年収所得200万円未満の滞納が約6割を占めているという中では、しっかりとした対応が必要だと思うんですが、短期保険証交付世帯で、この間、耐える世帯は令和2年ではもうないと。コロナの影響で全世帯に短期保険証が交付されていると。これはコロナの影響が収まるまではされると思うんですが、政府からはどのような通知なり決定が来ているのかお伺いします。

〇加藤委員長

京増委員に申し上げます。質問の核心に触れる形でお願いします。

〇京増委員

今の10万円の引上げによっても恩恵を受ける世帯が増えるとは思いますが、受けない世帯もたくさんあると、そういう中で、通常の保険証が、今までも交付されていない世帯があるわけです。このコロナの中で安心して病院にかかれるようにするには、恩恵が必要だと思うんです。国保証の形がすごく大事だと思うわけです。短期保険証は今までは保険税を払えなければ交付されていなかった。だけど今回は送付をしているということなんですが、これはすごく重大なことだと思うわけです。コロナだからそうされているんですけれど、これはいつまで続くのかということでお伺いします。

〇石井国保年金課長

京増委員がおっしゃるとおり、今、短期保険証につきましては、このコロナ禍の中、市民の移動を縮小する関係で全世帯に短期保険証を郵送している対策を取っております。今、第3波が訪れていると言われているところで、感染のほうも拡大している状況なので、当面はこのような対策を取らせていただきたく考えておりまして、コロナ感染抑制と併せて交付の仕方につきましては検討してまいりたいと考えております。

〇加藤委員長

京増委員に申し上げます。ただいまの質問もこの議案とはかけ離れておりますので、議案の 質疑をお願いいたします。

〇京増委員

10万円の引上げが本当に市民の暮らしを守ることにつながるのかということでは、私は質問しておかないといけないんじゃないかと思うわけです。せっかく、こういう案が出されているわけですから、コロナ禍で市民の命と健康を守っていくということでは、いろんな角度からの対応が必要だと思うわけです。まして保険証をしっかりと各世帯に渡していくということは、その基本だと思うわけです。

それで、これは資格書についても、コロナだけは普通の保険証と同様に使えるということですが、コロナにかかって病院に行くというのでは、もうあまりに遅過ぎると思われます。 国に対してもしっかりと通常の保険証として使えるような要求はしているんでしょうか。

〇石井国保年金課長

資格証明書の運用につきましては、国の方からコロナの感染の疑わしい者、コロナに感染した者につきましては、資格証明書を保険証と同様の扱いをするような形で通知の方はなされておりまして、こちらにつきましては資格証明書交付世帯全世帯に通知の方をしておりまして、また、医療機関の方にも同等の通知はしているようですので、きちんとした運用がなされているものと考えております。

〇加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

最初に反対討論の発言を許します。

〇京増委員

それでは、議案第4号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

この条例は1点目に、医療費の増額見込みにより国民健康保険の課税限度額について、令和3年から医療保険分を2万円、介護納付金分を1万円引上げ合計3万円引き上げるものです。 課税限度額は平成30年から毎年引き上げて、令和3年度には99万円になります。引上げ対象世帯は延べ173世帯、1人世帯の課税所得809万円以上の世帯が対象です。

引上げ総額は医療分273万円、介護分29万円で、合計302万円の増収です。高額所得者の負担を増やす理由として、中間層の保険税を軽減するとしています。しかし、1世帯当たり僅か250円の軽減にすぎず、課税限度額の引上げが国保運営の改善につながるか疑問です。市長は、「市民の生活実態について、不安がある」と答弁されました。それならば引上げを中止するべきです。

平成26年度から2割、5割軽減策について、軽減割合は平成25年度の41.9パーセントから令和2年は54パーセントにしたとのことです。また、令和元年度現年度分の収納率4パーセント以上改善したとのことです。しかし、被保険者の所得がそんなに増えたとは思えません。給与や預貯金、生命保険等の徴収強化によるものであり、貧困が広がり、差し押えるべき財産がなくなれば滞納せざるを得なくなります。

コロナ禍ということで短期保険証交付対象の全世帯に保険証を送付しておりますが、資格証明書については窓口でコロナの場合だけ通常の負担割合で医療を受けられます。しかし、ほかの病気についても利用できるよう国に要請をしていただきたいと思います。今後もどんな感染症か起こるか分かりません。医療から遠ざかる資格証明書は中止をするべきです。

2点目に、国保税減額に係る所得基準について、基礎控除の基準額を33万円から43万円に引き上げることには賛成です。しかし、消費税引上げ、台風被害、コロナ感染症の拡大

の中で、国保運営の改善に対する抜本的対策が必要です。全国市長会として引き続き国に対し1兆円の公費負担の引上げ早期実施を求め、実効ある措置により誰もが払える国保税にすることを要望し、議案第4号に反対します。

〇加藤委員長

次に、賛成答弁の発言を許します。

〇山口委員

議案第4号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

この条例改正の趣旨は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることであり、平成30年度の税制改正に伴い、給与所得控除及び公的年金等所得控除が10万円引下げが行われたことにより、国民健康保険税算定に不利益が及ばないよう軽減判定所得基準を10万円引き上げる見直しでございます。

一部の被保険者にとって負担増となる課税限度額の引上げについては、これまでも本市では 近隣市と合わせて、地方税法の施行から1年先送りで保険税条例の改正をしてきたところで あり、今回の改正もこれまでの改正の経緯を踏襲したものでございます。

この改正によりまして高所得層には、より多くの負担をしていただくことにはなりますが、 一方で、この条例改正とは別に、軽減判定所得の拡大を4月から既に実施しており、低所得 層の被保険者への配慮はなされているものと考えます。

この改正による増収見込額は約300万円とのことで、国保財政への影響は全体額から見て 大きなものではございませんが、医療給付が増加傾向にあることや、保険税負担の公平性を 図る観点を踏まえると、この引上げは妥当な改正であると考えます。

また、国保制度の広域化を鑑みても、地方税制度に準ずることの改正は、国保制度を運営していく上で必要なものであることから、本条例の改正に替成をいたします。

〇加藤委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第4号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採 決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

〇加藤委員長

起立多数です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

〇石井国保年金課長

議案第12号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定 についてご説明いたします。

付議案は追加議案の1ページ、議案説明資料は追加議案の1ページをご覧ください。

傷病手当金の支給については令和2年9月定例会において採決していただきました八街市国民健康保険条例に関する条例の一部を改正する条例により、その適用期間を令和2年1月1日から令和2年12月31日までとしておりますが、今般、厚生労働省から令和3年1月1日から同年3月31日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために業務に服することができない期間についても同様の支援の対象とするとした通知を受けたことから、財政支援の適用期間と併せて条例の改正を行うものでございます。

なお、コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、傷病手当の支給に係る財政支援の 再々延長も予測されるため、適用期間については、八街市国民健康保険条例施行規則に定め ることといたします。

以上で議案第12号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

〇京増委員

この期間を延ばしていくということは、本当に必要だと思いますし、また、それが収まるまでやっていくということは本当に大事なことだと思います。

そこでお聞きしたいんですが、今まで適用された人はおられるのか、お伺いします。

〇石井国保年金課長

現在、1件申請がございまして、今、審査中でございます。

〇京増委員

随分、今、増えておりますが、1件だけの申請ということは、国保の関係で感染された方は いらっしゃらなかったんでしょうかね。作業現場で働いていた方も感染されたようなんです が。

〇石井国保年金課長

こちらは9月診療分までなんですが、186件のレセプトが関係しておりまして、こちらは 保険診療分にあたる検査費用や療養費のレセプトでありまして、9月診療分まで186件で した。こちらのレセプトの方を確認しております。

〇京増委員

本当に傷病手当、この補償はすごく大事なわけですが、これは雇用者だけではなくて、自営 業者も補償されないと、なかなか事業が成り立つのかどうかということにもつながると思う んですが、この点については何らかの国からの指示とかというのは一切ないんでしょうか。

〇石井国保年金課長

国民健康保険では、特例的に国の財政支援を受けて被用者を対象に傷病手当の支給を実施しているところでございまして、被用者以外の個人事業者やフリーランスなどの方は、国の財政支援とならないことから、国の財政支援の範囲において八街市では傷病手当の支給事務を運用しているところでございます。

国民健康保険につきましては、様々な就労形態の被保険者が加入している中で、被用者だけを支援の対象とすることは不公平のように見えるかもしれませんが、被用者に比べ、月や年、季節などによって収入が大きく異なる職種もございますし、運用期間における収入の状況や状態等を把握しづらいこともありますので、算定にあたって公平が算定が難しいところもございますので、国の財政支援の対象である被用者のみに限定して運用をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解の方をいただきたいと存じます。

〇加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

〇小髙委員

ちょっと聞き漏らしましたかもしれません。これは申告制だと思うんですけど、逆に申告しなければ対象にならないのか。感染の疑いのある方には、こういう説明はどのようにされているのか、お聞かせいただけますか。

〇石井国保年金課長

基本的に対象者をこちらで判定するということはできませんので、また、コロナに感染した、 もしくは感染の疑いのある方の職業につきましても、こちらでは把握できないところがござ いますので、申し訳ありませんが、あくまでも申請していただいて、審査をして決定の可否 を判断するという状況になってしまいます。

〇小髙委員

そうしますと、周知の徹底をしなくちゃいけなくなるのかなと。そうしないと、せっかく条例を制定しても、条例が効果をなさない。周知の徹底を求めるわけですが、どのような段取りを考えているのか、お聞かせください。

〇石井国保年金課長

こちらはホームページを活用して周知の方を図ってまいりたいと考えておりますが、医療機関の方にも国の方から通知が行っているようで、医療機関からの問合せも受けておりますので、こちらは必ず医療機関に受診することとなりますので、その際に医療機関の方から説明もあるみたいですので、ほとんどの方につきまして周知ができているかと考えております。

〇小髙委員

支給対象者に、申請の期間、来年の3月31日までなんですけど、それが申請漏れがあって、 気が付いて日にちでたってしまった。それはいつぐらいまで戻って申請できるのか、その辺 はどうなっているのか、お伺いいたします。

〇石井国保年金課長

あくまでも、この条例が可決された場合を想定しての答弁になってしまうんですが、<u>3月3</u> 1日までに申請をしていただいた方が対象となります。

〇小髙委員

そうしますと、3月31日までに感染した、また療養したとか、症状があった人は対象だけど、じゃあ、その期間、自分が感染しているおそれが、31日までにある人が申請しなくちゃいけないというこというのは、ちょっとおかしいんじゃないですか。完治後、また、疑いがなくなった以降、例えば3か月以内に申請してくださいとか、半年以内に申請してくださいとかというのが普通の筋だと思うんだけど、その辺、おかしな話なんですけど、確認します。

〇石井国保年金課長

今の答弁を撤回させていただきます。あくまでも感染したのが3月31日まででありまして、 その以後の申請になった場合についても受け付けさせていただくような形になります。

〇小髙委員

その受付はエンドレスということはないと思うんです。時効ではないんですけど、例えば3年後に、あのとき申請しなかったからとフィードバックするのはちょっと無理があるから、果たして、今現状では、どのぐらいたってからでも申請できるのかというのをさっき聞いたんですけど、その辺をもう一回質問します。

〇石井国保年金課長

今の質問に対しての国の見解はまだ示されていないところでございますので、申し訳ありませんが、お答えできないような状況でございます。

〇加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第12号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例一部を改正する条例 の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇加藤委員長

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、令和2年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題といた します。

お諮りします。第1表歳入歳出予算補正の審査の方法は款ごとに審査したいと思います。ご 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇加藤委員長

ご異議なしと認めます。審査の方法は款ごとに審査することに決定しました。 最初に、歳出2款総務費3項についてを提案者の説明を求めます。

〇春日市民課長

それでは、ご説明いたします。

補正予算書の21ページ、22ページをご覧ください。

2 款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正前の額から18万 5 千円を減額し、補正後の額を1億8千217万円とするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費のうち給料12万5千円の減は、職員の部分休業による減額、職員手当25万2千円の減は期末手当支給割合の減による減額補正です。また、共済費の19万2千円の増は、標準報酬月額の改定による共済組合負担金等の増額補正でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費について提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いします。

〇堀越社会福祉課長

それでは、3款民生費についてご説明いたします。

補正予算書の23ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、補正前の額から426万8千円を減額し、補正後の額を1億6千628万8千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費426万8千円の減額につきましては、社会福祉課社 会班職員の給料、職員手当、共済費で、4月1日付人事異動等による減額補正でございます。

〇高山障がい福祉課長

続きまして、24ページ、3目障がい者福祉費についてご説明いたします。

補正前の額に2千38万3千円を増額し、補正後の額を21億116万3千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。一般職人件費66万6千円の減額につきましては、職員の 育児部分休業取得による2節給料の減額補正、期末手当支給割合の減による3節職員手当等 の減額補正及び標準報酬月額の改定による4節共済費の増額補正でございます。

障害者福祉諸費2千104万9千円の増額につきまして、17節備品購入費55万円の増額は、報酬改定等に伴う障害者自立支援給付審査支払等システム改修に係る経費でございます。

2 2 節償還金利子及び割引料金 2 千 4 9 万 9 千円の増額は、障害者医療費国庫負担金、障害者自立支援給付費国庫負担金及び障害児入所給付費等国庫負担金の確定に伴う返還金でございます。

〇飛田高齢者福祉課長

続きまして、5目老人福祉費についてご説明いたします。

補正予算書24ページから25ページをご覧ください。

補正前の額から3千866万3千円を増額し、補正後の額を10億3千123万4千円に しようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費765万9千円の減額につきましては、4月1日付、 人事異動等による給料、職員手当、共済費の減額及び期末手当支給割合の減による職員手当 の減額でございます。

〇石井国保年金課長

続きまして、後期高齢者医療事業費4千632万2千円は、療養給付費等に要する費用から特定費用を差し引いた負担対象経費のうち、八街市が負担する12分の1に相当する定率市町村負担金について、広域連合が試算する令和2年度支出見込額と現計予算との差額1千504万7千円と令和元年度精算事務に伴う不足分3千127万4千円356円を合わせた額を増額するものです。

〇吉田老人福祉センター所長

続きまして、6目老人福祉施設費についてご説明いたします。

補正前の額に13万2千円を減額し、補正後の額を2億8千63万3千円にしようとする ものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費13万2千円の減額につきましては、4月1日付、 人事異動及び期末手当支給割合の減による一般職職員手当の減額でございます。 以上です。

〇飛田高齢者福祉課長

続きまして、7目介護保険費についてご説明いたします。

補正前の額から48万7千円を減額し、補正後の額を8億7千43万3千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費93万2千円の減額につきましては、職員の休職及 び育児部分休業による給料の減額、期末手当支給割合の減による職員手当の減額並びに標準 報酬月額の改定による共済費の増額でございます。

介護保険特別会計繰出金44万5千円の増額につきましては、事務費に係る繰出金の増額 でございます。

〇石井国保年金課長

続きまして、8目国民健康保険費についてご説明いたします。

補正前の額に36万3千円を追加し、補正後の額を6億3千209万7千円とするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費36万3千円のうち、一般職職員手当については職員の通勤手当の変更など、支給対象の変更により13万7千円を増額、共済費については標準報酬月額の改定により22万6千円を増額するものでございます。

続きまして、9目国民年金費についてご説明いたします。

補正前の額に64万円を追加し、補正後の額を2千951万3千円とするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費37万円の増額は、4月1日付、人事異動等による ものです。

国民年金費27万円の増額は、平成30年度税制改正により給与所得控除及び公的年金等控除の控除額がそれぞれ10万円引き下げられ、一方で基礎控除額が10万円引き上げられたことなど、地方税法等の一部を改正する法律の施行による年金関連法令の改正に伴う国保年金システム改修に要する経費を計上するものでございます。

〇田中子育て支援課長

続きまして、2項児童福祉費についてご説明いたします。

1目児童福祉総務費につきましては、補正前の額に34万1千円を追加し、補正後の額を 4億3千647万1千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費34万1千円の増額につきましては、期末手当支給割合の減による一般職職員手当23万8千円の減額、標準報酬月額の改定による共済組合負担金57万9千円の増額補正によるものでございます。

3目母子福祉費につきましては、補正前の額に13万2千円を追加し、補正後の額を3億7千552万3千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。母子援護対策費13万2千円の増額につきましては、11月から開始いたしました、ひとり親家庭等医療費等助成事業の現物給付化に係る審査支払事務手数料でございます。

補正予算書は27ページになります。

4目児童福祉施設費につきましては、補正前の額に459万4千円を追加し、補正後の額を3億6千84万2千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。児童クラブ管理運営費459万4千円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、マスクや消毒液等の衛生用品や感染拡大を防止するための備品を購入するため、12節委託料、児童クラブ管理運営費を増額補正するものです。

5目保育園費につきましては、補正前の額に2千76万円を追加し、補正後の額を16億 1千850万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費334万9千円の減額につきましては、職員の育児 休業取得等による2節給料の減額補正、期末手当支給割合の減による3節職員手当等の減額 補正及び標準報酬月額の改定による4節共済費の増額補正でございます。

保育園管理費300万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、 公立保育園6園においてマスクや消毒液等の衛生用品や感染拡大を防止するための備品を購 入するための費用でございます。

私立保育園運営費補助事業費400万円の増額につきましては、18節負担金補助及び交付金で、私立保育園2園における保育業務及び地域子ども子育て支援事業に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、消毒液やマスク等の購入及び感染防止のための備品購入のための費用を補助するものでございます。

私立認定こども園運営費補助事業費1千210万9千円につきましては、18節負担金補助及び交付金で、認定こども園新制度に移行した幼稚園への施設型給付費負担金の増額補正、明徳やちまたこども園における通常保育及び地域子ども子育て支援事業に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、消毒液等の消耗品や感染防止のための備品購入のための費用を補助するものでございます。

家庭的保育事業等運営委託事業費100万円及び認可外保育施設感染症対策事業費400万円につきましては、小規模保育事業所2事業所及び認可外保育施設8事業所における新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、消毒液やマスク等の消耗品の購入、感染防止のための備品購入の費用を補助するものでございます。

〇醍醐つくし園長

続きまして、6目マザーズホーム費についてご説明いたします。

補正前の額に14万9千円を増額し、補正後の額を4千943万5千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費3万1千円の減額につきましては、つくし園職員に係る人件費であります。職員手当12万1千円は期末手当支給割合の減による減額補正、共済費9万円の増額は標準報酬月額の改定による増額補正でございます。

つくし園管理運営費18万円の増額につきましては、全額需用費で、新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助費を活用し、日々の消毒等に必要な衛生用品や体温計等を購入するための費用でございます。

〇堀越社会福祉課長

続きまして、補正予算書29ページをご覧ください。

3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、補正前の額から64万1千円を減額し、補正後の額を1億1千446万2千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費64万1千円の減額につきましては、社会福祉課保

護班職員の職員手当、共済費で、4月1日付人事異動等による減額補正でございます。 以上で3款民生費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇加藤委員長

会議中でありますが、ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前11時05分)

〇加藤委員長

再開いたします。

休憩前に続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

〇小髙委員

27ページ、児童福祉施設費からお伺いいたします。

児童クラブの管理運営費の中で消耗品の品目はちょっとは挙がっていたんですけど、あと 備品という言葉が説明されました。備品というのは空気清浄機等も入っての備品という考え でよろしいでしょうか。

〇田中子育て支援課長

備品につきましては、空気清浄機となっております。

〇小髙委員

次の5目の保育園費もやはり備品という説明がありましたが、同様に空気清浄機がこの中に 入っているという認識でよろしいでしょうか。

〇田中子育て支援課長

保育園につきましても空気清浄機、また分散させるということで、テーブル等も入っている 状況でございます。

〇小髙委員

6目でマザーズホーム費、今、園児がいる各施設等には空気清浄機が備品として、やはり、必要だから、今回、要求されているわけです。マザーズホーム費の中ですと、需用費が18万円しかないので、18万円で様々な消耗品、備品の空気清浄機を買うのは厳しいのかなと。マザーズホーム費にも同様に空気清浄機が必要ではないかと思いますが、空気清浄機はこの中に入っているのか、お伺いいたします。

〇醍醐つくし園長

すみません。つくし園の方ですが、空気清浄機は入れていません。やはり、分散するための テーブルは購入する予定です。

〇小髙委員

ここは必要ではないかと。今、田中課長の方からずっと各施設が、市立施設がみんな分散の ためのテーブルだったり、空気清浄機だったり、入っているのに、なぜここで補正で要求さ れていないのか。これは今のいろいろな人が出入りする中で、コロナ禍で、まして、換気だ けで対応できるものではございません。ぜひとも要るべき備品ではないかと考えますが、な ぜ入れなかったのか、お伺いします。

〇醍醐つくし園長

つくし園の療育の中では、保育園のように大勢が集団で活動する場ではなく、今の状況では 換気。空気清浄機までは必要ないかと判断しているところでございます。

〇加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

25ページ、老人福祉費についてなんですが、後期高齢者医療事業費の中についてなんですが、後期高齢者医療定率の市町村負担金、これは説明書によりますと、医療費が増えているということなんですが、千葉県全体で増えているんだろうと思うんですが、八街市の場合の状況についてお伺いします。

〇石井国保年金課長

こちらは八街市における診療費によって案分された数字でございますので、千葉県全体のものであって、八街市の医療費に対して12分の1を市で負担するものでございます。

平成29年度の医療費60億6千600万だったものが平成30年度は65億3千900万円、平成31年度は71億5千400万円と、3.79パーセント、7.79パーセント、9.41パーセントと前年を大きく上回るような状況で、今、推移しているようなところでございます。

〇加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

〇山口委員

先ほど、小高委員がおっしゃっていましたが、空気清浄機は購入していくという形で話を伺いましたが、今、加湿、湿度の管理というものも重要だと、新型コロナウイルス、様々な感染症を鑑みても、湿度の管理というのも重要だというふうにうたわれております。この湿度の管理について、今回の保育園費であったりとか、児童クラブとか、そういったところで湿度の管理、加湿器関係の取扱いはどのように考えているのか、お伺いします。

〇田中子育て支援課長

今回、購入予定の空気清浄機につきましては、加湿機能が付いたものということで考えておりますので、そちらで対応したいと考えております。

〇山口委員

分かりました。ありがとうございます。

マザーズホームの小髙委員がおっしゃっていること、やはり、必要なことは必要であって、 マザーズホームには子どもが来て、大人の方も一緒になって来られて、人数は多くないにし ても、たくさんの方が行き来をする、そういった環境を整えていくという上では、今回、そ ういう環境をしっかりと、これからの感染症予防ということで整えていくという観点から、 やはり、これは要求していく案件じゃないのかなというふうに思います。なので、これは市 民部長もいらっしゃいますので、その点は、しっかりと検討していただいた方がよろしいん ではないかと思いますが、いかがですか。

〇吉田市民部長

どういった形で使うのかというのは、つくし園の方の考え方もあろうかと思いますので、仮にそこで執行残が出れば、そういった中での購入も可能かと思います。

また、その必要性につきましては、十分担当課の方とも協議をさせていただきまして、必要だということであれば、財政課の方に予算要求をしてまいりたいというふうに考えております。

〇山口委員

これは新型コロナウイルスに関しての国、県の方に対して要求していくものでもありますので、これはしっかりと姿勢として、子どもたちやその家族を新型コロナウイルス感染症から守っていくという観点から考えていくべき問題だと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

〇加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

〇京増委員

それでは、27ページからの保育園関係の感染症対策でお伺いします。

マスクとか消毒液などの感染症対策で補正がありますけれど、保育園の中で、私も訪問しますと、子どもたちがマスクしたりして、こんな小さな子がマスクをしているんだということで、驚きますが、今、保育園などでもマスクをするようになっていると思うんですが、その中で障がい児のお子さんもいらっしゃるわけですけれど、障がい児のマスクについてはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

〇田中子育て支援課長

園児につきましては、ゼロ、1、2歳児、年齢の低いお子さんについては、マスクは着用させないということにしておりますが、それ以上の園児につきましては、3歳児以上の園児につきましてはマスクの着用ということでお願いしている状況でございます。また、障がいの程度によってマスクを外してしまうお子さんもいるような状況ですが、なるべく感染の拡大を防ぐという形で補助員等によりまして、マスクを付けてもらうような形で指導しているところでございます。

〇京増委員

それでは、マザーズホームのお子さんについてお伺いしますけれど、マスクは本当に難しいんじゃないかと思うんですが、どうなっているのか、お伺いします。

〇醍醐つくし園長

つくし園につきましても、やはり、そういうことに敏感なお子さんが多く利用していますが、

保育園や幼稚園も併用して使っているお子さんがいますので、大分習慣付いていますので、 また、つくし園の場合は母子通園になっておりますので、お母さんが一緒に付いていますの で、無理のない形で協力していただいております。

〇加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

執行部の皆様に申し上げます。 3 款民生費までに関係する職員は退室していただいて結構です。

次に、歳出4款衛生費のうち1項1目及び3目について、提案者の説明を求めます。

〇小山田健康増進課長

それでは、補正予算書29ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費中、1目保健衛生総務費及び3目母子保健費についてご説明いたします。

1目保健衛生総務費は、補正前の額から13万円を減額し、補正後の額を1億9千346万 1千円とするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費13万円の減額につきましては、健康増進課職員の職員手当等及び共済費に係るもので、期末手当支給割合の減による減額が主なものとなる減額補正でございます。

3目母子保健費についてご説明申し上げます。

3目母子保健費は財源の組替えを行うもので、額の増減はございません。これは児童福祉 費補助金の子ども子育て支援交付金に乳児家庭全戸訪問事業における新型コロナウイルス感 染拡大防止を図る事業が追加されたことを受け、歳入が見込まれることとなったため、財源 の組替えを行うものでございます。これにより乳児家庭全戸訪問事業に必要な消毒液や手袋 など衛生用品を購入しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出9款教育費について提案者の説明を求めます。

〇井口教育総務課長

それでは、9款教育費についてご説明いたします。

補正予算書の35ページをご覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、補正前の額から83万3千円を減額し、補正後の額を3億2千258万6千円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明いたします。特別職人件費4万9千円の増額は、標準報酬月額の引上げに伴う共済費の増額でございます。

次に、一般職人件費88万2千円の減額は、職員の休職及び育児部分休業の取得に伴う給料の減額、4月1日付の人事異動及び給与改定に伴う職員手当等の減額、標準報酬月額の引上げに伴う共済費の増額によるものでございます。

36ページ、37ページをご覧ください。

2項小学校費、1目学校管理費につきましては、補正前の額から2万9千円を減額し、補 正後の額を2億1千460万8千円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明いたします。一般職人件費2万9千円の減額は、給与改定に伴う職員手 当等の減額によるものでございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費につきましては、補正前の額に2万8千円を増額し、補正後の額を1億9千3万7千円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明いたします。一般職人件費2万8千円の増額は、給与改定に伴う職員手 当等の減額と標準報酬月額の引上げに伴う共済費の増額によるものでございます。

〇小川社会教育課長

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費につきましてご説明いたします。

補正前の額から20万1千円を減額し、補正後の額を1億1千138万9千円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明いたします。一般職人件費19万8千円の増額は、4月1日付人事異動による給与、職員手当、共済費でございます。

次に、37ページをご覧ください。

社会教育振興費39万9千円の減額は、7節報酬費、講師等謝礼、11節役務費中手数料及び筆耕翻訳料で、11月に連合婦人会と共催で実施予定の輝く女性の研修会及び来年2月 実施予定の社会教育振興大会が新型コロナウイルス感染症拡大防止及び観覧者、役員の安全確保から中止によるものでございます。

〇中澤図書館長

続きまして、3目図書館費につきましては、補正前の額に15万5千円を増額し、補正後の額を1644年256万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費15万5千円の増額につきましては、給与改定等による職員手当及び標準報酬月額改定による共済費の増減によるものでございます。

〇秋葉スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長

続きまして、6項保健体育費についてご説明いたします。

1目保健体育総務費につきましては、補正前の額から366万2千円を減額し、補正後の額

を8千722万2千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費67万2千円の減額につきましては、時間外勤務手当の減額及び期末手当支給割合の減によるものでございます。

38ページをご覧ください。

ピーナッツ駅伝大会運営費299万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第64回八街ピーナッツ駅伝大会を中止したことにより大会運営経費全額を減額するものでございます。

4目スポーツプラザ費につきましては、補正前の額から267万円を減額し、補正後の額を4千679万9千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費74万3千円の減額につきましては、本年4月1日 付人事異動等による減額及び期末手当支給割合の減によるものでございます。

スポーツプラザ整備事業費192万7千円の減額につきましては、今年度予定しておりましたスポーツプラザ照明設備改修工事実施設計業務費用を減額するものでございます。これはこの実施設計による照明設備改修工事を令和3年度に施行する予定をしておりましたが、その後に予定しているスポーツ振興くじの助成金対象事業となる床改修工事と同時に行うことにより、照明設備改修工事についても附帯設備工事として助成金対象工事に含めることが可能なため、2つの改修工事時期を変更し、併せて実施したいと考えております。また、この2つの改修工事を同時に行うことにより、スポーツプラザの休館期間を1回に集約できるため、施設利用者への影響を軽減できると考えております。

〇加藤学校給食センター所長

続きまして、5目学校給食費につきましてご説明いたします。

補正予算書39ページをご覧ください。

補正前の額から36万7千円を減額し、補正後の額を5億5千184万8千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費36万7千円の減額は、給食センター職員6名分の人件費であり、給料、共済費は4月1日付の人事異動等による減額、職員手当等は4月1日付の人事異動等による増額補正でございます。

〇加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

〇京増委員

それでは、36ページ、教育費、幼稚園費についてお伺いします。

人件費についてなんですけれど、幼稚園の場合、就学前のお子さんの教育ということで、このコロナの中、消毒やらいろいろな仕事が増えていると思うんですが、本来ならば人を増やして、教職員を増やして手厚い子どもたちへの対応が必要だったんじゃないかと思うんですが、この点について教職員の不足はあるんではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

〇井口教育総務課長

私も実は幼稚園の方を教育委員会のときに学校訪問しておりまして、その様子は見ておりますけども、何とか今いる人員の中で十分な衛生対策をしていることは、この目で確認をしております。

〇京増委員

恐らく先生方は本当に一生懸命やっていらっしゃると思うんですが、小学校でも負担が増えているわけです。それよりも幼い子どもたちの教育なわけですから、一生懸命やっているということで、本当に対応ができているのかどうかということを、私は、ぜひきちんと対応していただきたいなと思います。まだまだ収まるわけじゃありませんので、先生方が過労にならないようにということでお願いしておきたいと思います。

以上です。

〇加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第2表繰越明許費補正1追加について提案書の説明を求めます。

〇鈴木教育委員会参事

続きまして、第2表繰越明許費補正についてご説明いたします。

補正予算書の5ページをご覧ください。

今回の補正は繰越明許費の追加2件です。小学校ICT環境整備事業費及び中学校ICT環境整備事業費の繰越明許費につきましては、GIGAスクールサポーターに係る業務委託契約の履行期間が3月から5月末までとなっているため、新年度の4月、5月分の委託料を繰り越すものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

〇京増委員

それでは、お伺いします。

小学校と中学校なんですが、それぞれに何人なのか、お伺いします。

〇鈴木教育委員会参事

GIGAスクールサポーターは6名で、2校を兼務するので、12校という形になります。 小学校4名、中学校2名でございます。

〇加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

〇山口委員

1点確認させていただきたいんですけども、先日も文教福祉常任委員会でオンラインにより

まして各学校長との会議では、各学校につなげていただいて、映像、配信整備がとてもされているなというふうに感じております。

ほかの場所で聞く項目がなかったので、確認をさせていただきたいんですが、オンラインという形で整備をしっかりとされている中で、今回、子ども議会なんかも中止という形で、正直、私としてはもったいないなというのが感じております。今のしっかりと整備をされている中で、そういった市であったり、そういうところの行事というか、市に対してしっかりと物を言える機会というのをなくしてしまったというところは、子どもたちにとっても残念なことでありますし、教育にとっても、そういった技術がありながらも、できなかったのは残念だなと。今後、そういうのも活用しながら、行っていただきたいというふうに思っておりますが、こういうオンライン、GIGA構想の中で、そういった活用であったりとか、そういう人員というか、そういうところも含めて考えていることがあればお伺いします。

〇鈴木教育委員会参事

今回、子ども議会の中止につきましては、新年度が始まり、長期の休校によりほかの行事も含めて年度当初早々にやむなく中止とさせていただいたところでございます。その後、夏以降につきましては、各学校とオンラインで校長と会議を開きましたり、学校内においてもオンラインでの生徒総会が開かれたりということで、ICT機器の活用が私たちも十分理解できましたので、次年度以降につきましては、このような状況の中でもオンラインでできるということを含めて検討してまいりたいと考えております。

〇加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第3表、債務負担行為補正1追加の内29から34及び62から79について提案者の説明を求めます。

〇堀越社会福祉課長

第3表、債務負担行為補正についてご説明いたします。

補正予算書の6ページをご覧ください。

番号29、総合保健福祉センター空調設備保守点検業務につきましては、期間は令和2年度から令和3年度まで、限度額を290万4千円に設定しようとするものです。

これは八街市総合保健福祉センターに使用している空調設備の保守点検及び清掃を行うものでございます。契約の業務内容に緊急事態発生時の対応が含まれており、年度当初から契約することが必要であり、年度前入札を実施する必要から、債務負担行為の設定を行うものでございます。

〇田中子育て支援課長

続きまして、30、保育園職員細菌検査手数料につきましては、年度当初から事業を執行す

る必要があることから、債務負担行為を設定しようとするものでございます。期間につきましては、令和2年度から3年度まで、限度額につきましては132万6千円とするものでございます。

補正予算書は7ページになります。

続きまして、31、保育園空調設備保守点検業務につきましては、年度当初から事業を執行する必要があることから、債務負担行為を設定しようとするものでございます。期間につきましては令和2年度から3年度まで、限度額につきましては403万3千円とするものでございます。

続きまして、32、朝陽保育園自家用電気工作物保安管理業務につきましては、年度当初から事業を執行する必要があることから、債務負担行為を設定しようとするものでございます。 期間につきましては令和2年度から3年度まで、限度額につきましては15万4千円とするものでございます。

続きまして、33、保育園受水槽等維持管理業務につきましては、同じく年度当初から事業を執行する必要があることから、債務負担行為を設定しようとするものでございます。期間につきましては令和2年度から3年度まで、限度額につきましては83万9千円とするものでございます。

続きまして、34、保育園トイレ洗浄殺菌装置の賃借につきましては、年度当初から事業を執行する必要があることから、債務負担行為を設定しようとするものでございます。期間につきましては令和2年度から3年度まで、限度額につきましては104万2千円とするものでございます。

〇井口教育総務課長

続きまして、補正書の10ページ、11ページをご覧ください。

62番、小学校トイレ洗浄殺菌装置等の賃借につきましては、期間を令和2年度から令和3年度まで、限度額を572万3千円とするものでございます。

この賃借は、小学校9校に設置したトイレ洗浄殺菌装置等を賃借するものでございます。

63番、小中学校自家用電気工作物保安管理業務につきましては、期間を令和2年度から令和3年度まで、限度額を160万9千円とするものでございます。

この業務は、小中学校13校に設置した自家用電気工作物を保安管理するものでございます。

64番、小中学校、幼稚園浄化槽維持管理乗務につきましては、期間を令和2年度から令和3年度まで、限度額を730万3千円とするものでございます。

この業務は、小学校6校、中学校2校及び幼稚園2園に設置した浄化槽を維持管理するものでございます。

65番、小中学校、幼稚園貯水槽維持管理業務につきましては、期間を令和2年度から令和3年度まで、限度額を510万円とするものでございます。

この業務は、小中学校13校及び川上幼稚園に設置した貯水槽を維持管理するものでございます。

66番、小中学校、幼稚園消防設備保守点検業務につきましては、期間を令和2年度から令和3年度まで、限度額を242万円とするものでございます。

この業務は、小中学校13校、幼稚園3園に設置した消防設備を保守点検するものでございます。

以上の62番から66番につきましては、年度間の継続性を維持し、4月1日から賃借及び 業務を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

〇鈴木教育委員会参事

次に、67番、小中学校、幼稚園飲料水水質検査手数料につきましては、期間を令和2年度から令和3年度まで、限度額を121万7千円とするものです。

この業務は、小中学校13校及び幼稚園3園の飲料水の水質検査を行うもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から業務を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

〇中澤図書館長

続きまして、68番、社会教育施設自家用電気工作物保安管理業務につきましては、設定期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を35万8千円とするものです。

これは図書館、中央公民館で使用しております受電設備の保安管理業務です。

次に、69番、図書館消防設備保守点検業務につきましては、設定期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を38万5千円とするものです。

次に、70番、TOOL i システムの賃借につきましては、設定期間を令和2年度から令和7年度までとし、限度額を264万円とするものです。

これは資料の発注や検索、書籍情報取得のためのオンラインツールの使用料です。いずれも年度当初から業務を開始する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

〇秋葉スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長

11ページをご覧ください。

続きまして、71、市営グラウンド自家用電気工作物保安管理業務につきましては、中央グラウンド及び南部グラウンドで使用している受電設備の保安管理業務で、期間は令和2年度から3年度まで、限度額は32万7千円でございます。

次に、72番、市営グラウンド等緑地維持管理業務につきましては、市営グラウンド及び サッカー場などの緑地の維持管理業務で、期間は令和2年度から3年度まで、限度額は48 2万円でございます。

次に、73番、スポーツプラザ浄化槽維持管理業務につきましては、スポーツプラザ内に設置してあります浄化槽の維持管理業務で、期間は令和2年度から3年度まで、限度額は57万2千円でございます。

次に、74番、スポーツプラザ自家用電気工作物保安管理業務につきましては、スポーツプラザで使用している受電設備の保安管理業務で、期間は令和2年度から3年度まで、限度額は24万8千円でございます。

以上、71番から74番の業務は、いずれも年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものでございます。

〇加藤学校給食センター所長

続きまして、75番、給食センター排水処理施設維持管理業務につきましては、債務負担行 為の期間を令和2年度から3年度とし、限度額を290万9千円とするものでございます。

これは第一調理場及び第二調理場それぞれの排水処理施設の維持管理にあたり、4月1日から維持管理業務を開始するためには年度前契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

76番、給食センター自家用電気工作物保安管理業務につきましては、債務負担行為の期間を令和2年度から3年度とし、限度額を37万9千円とするものでございます。

これは第一調理場及び第二調理場それぞれの自家用電気工作物保安管理にあたり、4月1日から保安業務を開始するためには年度前契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

77番、給食センターボイラー保守点検業務につきましては、債務負担行為の期間を令和2年度から3年度とし、限度額を119万2千円とするもので、これは第一調理場にある3台のボイラー保守点検を行うにあたり、4月1日から保守点検を開始するためには年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

78番、学校給食配送業務につきましては、債務負担行為の期間を令和2年度から3年度と し、限度額を2千476万円とするものでございます。

これは学校給食を配送するにあたり、4月から学校給食配送を開始するためには年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

79番、学校給食残渣処分業務につきましては、債務負担行為の期間を令和2年度から3年度とし、限度額を587万8千とするものでございます。

これは学校給食センターから排出する学校給食残渣処分業務を行うにあたり、4月1日から 処分業務を開始するためには年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするもの です。

以上です。

〇加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

〇京増委員

7 9番の学校給食の残渣処分業務なんですが、コロナによる休校後の再開から今日までの残 渣量なんですけれど、状況はどうなんでしょうか。

〇加藤学校給食センター所長

給食再開後の残渣量につきましては、量的には前年度とそれほど大きな違いは出ておりません。小学校の残渣の量につきましては、6月から12月までの間の総量で17トン、中学校の残渣につきましては13トンの残渣の量となっております。

〇京増委員

自治体によっては給食のお代わりをさせないというところもあったようなんですが、八街の場合は例年とあまり変わらないということは、普通にお代わりもして、皆さんが十分に食べられたということなわけですね、恐らく。

〇加藤学校給食センター所長

給食の配食に関しては、特にコロナ後の状況というのは変わっているわけではございません ので、配食に関してその量に大きな違いはないと考えております。

〇加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第5号、令和2年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇加藤委員長

起立全員です。議案第5号中当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

議案第6号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。 提案者の説明を求めます。

〇石井国保年金課長

議案第6号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。 補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の予算に歳入歳出それぞれ353万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億3千407万8千円にしようとするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、債務負担行為を追加するもので、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、4ページの第2表、債務負担行為によるところでございます。

詳細は事項別明細によりご説明いたします。

8ページをご覧ください。

初めに、歳入でございますが、4款1項1目繰越金は補正前の額に353万2千円を追加

し、補正後の額を353万3千円にしようとするもので、令和元年度決算に伴う繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、9ページをご覧ください。

1 款総務費、1項総務管理費、2目連合会負担金は、補正前の額から7万2千円を増額し、 補正後の額を258万6千円にしようとするものです。

国保団体連合会負担金7万2千円は、負担金算定の基準となる令和2年4月末日における 国民健康保険被保険者数が当初予算編成時の見込数を上回ったことによるものです。

3款国民健康保険費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分は、補正前の額から583万7千円を減額し、補正後の額を15億1千754万9千円とするもので、 千葉県への納付金算定額が確定したことにより、その差額分を減額補正するものです。

2目退職被保険者等医療給付費分は、補正前の額から258万円を減額し、補正後の額を 520万9千円とするもので、千葉県への納付金算定額が確定したことにより、その差額分 を減額補正するものです。

10ページをご覧ください。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、補正前の額から 2千201万5千円を増額し、補正後の額を5億5千947万5千円とするもので、千葉県 への納付金算定額が確定したことにより、その差額分を増額補正するものです。

2 目退職被保険者等後期高齢者支援金等分は、補正前の額から48万7千円を減額し、補 正後の額をゼロとするもので、千葉県への納付金算定額が確定したことにより、予算額の全 てを削減するものです。

3項介護納付金分、1目介護納付金分は、補正前の額から965万1千円を減額し、補正 後の額を2億1千130万円とするもので、千葉県への納付金算定額が確定したことにより、 その差額分を減額補正するものです。

11ページをご覧ください。

債務負担行為の補正は、本年度以降に施行する診療報酬明細点検業務の経費について、債 務負担行為の設定をしようとするものです。

これは医療機関から請求される診療報酬明細書の内容を点検し、質疑があるものについては再審査請求を行い、適正な医療費請求に基づいた保険者負担に努めるもので、令和2年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

期間につきましては、令和2年度から令和3年度まで、限度額129万4千円につきましては、診療報酬明細書の点検数に1件当たり3.85円を乗じて得た額とするものです。

以上で令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第6号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇加藤委員長

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。 提案者の説明を求めます。

〇石井国保年金課長

議案第7号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。 補正予算書の1ページをご覧ください。

この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ162万3千円を追加し、歳入歳出予算の 総額をそれぞれ7億803万3千円にしようとするものでございます。

詳細は事項別明細によりご説明いたします。

8ページをご覧ください。

初めに、歳入でございますが、5款1項1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、歳出に計上いたします後期高齢者医療システム改修業務に要する費用への補助金で、新規に増額の162万3千円を追加しようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、9ページをご覧ください。

1款2項1目徴収費は、補正前の額に162万3千円を追加し、補正後の額を513万6 千円にしようとするものでございます。

後期高齢者医療システム改修業務162万3千円は、平成30年度税制改正により給与取得控除及び公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替を行う変更に伴い、医療保険制度に意図せざる影響や不利益を生じることのないよう、後期高齢者医療広域連合電算処理システムと市町村システムの連携が図れるよう、令和3年度に向けた賦課業務機能に係る市町村システム改修に要する経費を計上するものでございます。

以上で令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

〇加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第7号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇加藤委員長

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

〇飛田高齢者福祉課長

それでは、議案第8号、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

この補正予算は、既定の予算から歳入歳出それぞれ1千147万7千円を増額し、歳入歳出 予算の総額をそれぞれ50億7千653万円にしようとするものでございます。

詳細につきまして事項別明細によりご説明いたします。

8ページをご覧ください。

まず最初に、歳入ですが、3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険事業補助金は、 補正前の額から170万円を増額し、補正後の額を237万3千円にしようとするものでご ざいます。

これは介護報酬改定に伴う介護保険システムの改修経費に係る国庫補助で、補助率は人口 規模に合わせた基準額の2分の1でございます。

7目保険者機能強化推進交付金465万7千円は、自立支援、重度化防止等に関する市町 村の取組に対する交付金でございます。

8目保険者努力支援交付金467万5千円は、介護予防、健康づくり等に関する市町村の 取組に対する交付金で、令和2年度から創設されたものでございます。

7款繰越金、1項一般会計繰越金、6目その他繰越金は、補正前の額から44万5千円を 増額し、補正後の額を6千101万5千円にしようとするもので、事務費等に係る一般会計 からの繰入金でございます。

次に、歳出でございます。

9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、補正前の額から373万円を増額し、 補正後の額を5千577万6千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般管理費373万円の増額は、介護報酬改定に伴う介護保険システムの改修業務委託料でございます。

同じく1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費は、補正前の額から158 万5千円を減額し、補正後の額を513万3千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。介護認定調査事務費158万5千円の減額は、認定調査システムインストール済みのパソコンを購入したことにより、別途インストール業務を委託する必要がなくなったことによる委託料11万円の減額及び認定調査用車両を4台購入した際の入札差金など、備品購入費147万5千円の減額補正でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費につきましては、1目介護予防生活支援サービス事業費の財源内訳のうち、一般財源788万2千円を国庫支出金へ組替えを行うものでございます。

10ページをご覧ください。

同じく3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費につきましては、1目一般介護予防事業費の財源内訳のうち、一般財源136万1千円を国県庫支出金へ組替えを行うものでございます。

同じく3款地域支援事業費、4項包括的支援事業費(社会保障充実分)につきましては、 1目包括的支援事業費(社会保障充実分)の財源内訳のうち、一般財源8万9千円を国県支 出金へ組替えを行うものでございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金は、補正前の額から933万2千円を増額し、補正後の額を1億2千179万6千円にしようとするものでございます。これは全額が24節積立金でございます。

以上で令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇加藤委員長

以上で説明が終わりましたので質疑を許します。

〇小髙委員

8ページの歳入、7目、8目、節の方で保険者機能強化推進交付金、また保険者努力支援交付金、これはどのような観点で設立されて、八街市として、どのようなことで使うのかなというのを聞きたいのと、あと、歳出の中で基金の積立金の金額が2項目化した金額と同額なんですね。これはどういうことなのか、併せてお伺いいたします。

〇飛田高齢者福祉課長

7目、8目の交付金につきましては、市町村が行っております介護保険事業に対する取組を 点数化と申しますか、細かな点検項目を設けておりまして、そちらに対して支援金が交付さ れているところで、市町村の介護保険事業に対する取組を支援しようというものでございます。

また、基金の積立金933万2千円の部分につきましては、こちらの7目、8目の交付金 が歳入されるということになりまして、こちらを財源を組み替えたことによりまして、一般 財源からの余剰金を積立金の方へ回すというような流れでございます。

〇小髙委員

金額がたまたま年間事業の中で行われている事業と別に、これは交付されたものなので、その分の金額が丸々今期はいわゆる余剰したために基金に入れたという考えでよろしいんですか。

〇飛田高齢者福祉課長

今期につきましては8目が新たに創設された交付金ということでございますけれど、こちらにつきましては、委員のおっしゃるとおり、この部分がそのままと申しますか、余った分が積立金の方に回されるというような形になります。

〇小髙委員

努力推奨費みたいなものだと思うんですけれど、これは単年度で、消化しなくて、国に返還を求められるようなことがないのかだけ、再度お聞きします。

〇飛田高齢者福祉課長

こちらは国からの調査に基づいて市の取組が点数化されて交付されるものですので、これ に過不足が生じて返還するということはございません。

〇加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

〇京増委員

10ページの基金積立金なんですが、933万2千円の増額補正で、今年度1億2千171万6千円の積立金が増えるわけなんですが、部長にお伺いしたいんですが、これを使って次期保険制度の保険料、これを据置きにできるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

〇吉田市民部長

介護保険料につきましては、今現在、高齢者福祉課の方で策定をしております。計画の中で これから示されるという形になろうかと思います。ですので、この基金を使ってというとこ ろは担当課の方で十分考えた中で保険料というものは算定をしているというふうに考えてお ります。

〇加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇小髙副委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第8号、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。 この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇加藤委員長

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。 文教福祉常任委員会を閉会いたします。

(閉会 午後0時09分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会文教福祉常任委員長

八街市議会文教福祉常任委員

八街市議会文教福祉常任委員